

大口町告示第13号

大口町がん検診等一部負担金徴収要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月10日

大口町長 鈴木雅博

大口町がん検診等一部負担金徴収要綱の一部を改正する要綱

大口町がん検診等一部負担金徴収要綱（平成17年大口町告示第22号）の一部を次のように改正する。

別表1がん検診の表集団検診の部大腸がん検診の項中「400円」を「300円」に改め、同項の次に次のように加える。

肺がん検診（X線）	胸部X線デジタル撮影	200円
-----------	------------	------

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。